

2022

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

10月号



毎月 15 日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15 日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
えひめ仕事と家庭の両立応援企業 9月の認証企業のご紹介	2
就職氷河期世代向け「野々村友紀子氏」による講演会を開催します！	3
就職氷河期世代向け「職業訓練校体験ツアー」を開催します！	4
令和5年度 県立産業技術専門校入校生の募集について	6
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	7
「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」について	8
令和4年度高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめの開催について	9
学生向け障がい者WEB合同就職説明会の参加企業募集について	10
労働委員会の窓（9月分）	11

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	13
60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます	15
「過労死等防止対策推進シンポジウム」のご案内	19
11月は「しわ寄せ防止」キャンペーン月間です	21
愛媛労働局では育児介護休業制度等に関する相談窓口を設置します	22

その他

ポリテクセンター愛媛 1月期生の募集について	23
------------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。
- （離職者の方）
 - ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
 - ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
 - ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。
- （休業者の方）
 - ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
 - ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金使途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
（別途、保証料がかかります。）
- 返済期間／5年以内
（6ヶ月以内の元金返済据置可能）
- 限度額／100万円（離職者一人につき）
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金使途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
（別途、保証料がかかります。）
- 返済期間／5年以内
（6ヶ月以内の元金返済据置可能）
- 限度額／100万円（休業者一人につき）
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 ～9月の認証企業のご紹介～

《概要》

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

《認証企業》

9月は、両立応援ゴールド企業1社を新規認証しました。



認証マーク

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】1社

認証番号	企業名	所在地
45	有限会社清水式賃金研究所	松山市

《認証のメリット》

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきませんか？

- ・認証マークを活用したイメージアップ
- ・求人票や会社説明会でのPR
- ・働き方改革に向けた社内の機運醸成

《制度のお問い合わせ》

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
TEL 089-912-2502

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）TEL089-915-3260

就職氷河期世代向け講演会を開催します！

《概要》

芸人として活動後、放送作家へ転身し、現在、多方面で活躍中の野々村友紀子氏に、就職氷河期世代の方々に向けて、講演いただきます。

愛媛県 就職氷河期世代能力開発支援事業

就職氷河期世代の方へ

野々村友紀子氏による講演会

踏み出そう 一歩！

～強く生きていくために
あなたに伝えたい事～

＜プロフィール＞野々村友紀子(のむら ゆきこ)。大阪府出身。芸人として活動後、放送作家へ転身。夫は芸人・20年間の修士。2児の母。現在はバラエティ番組の企画構成に加え、吉本総合芸能学院(NSC)東京校の講師・演出家、アニメやゲームのシナリオ制作もするなど多方面で活躍中。常に衣服せぬコメントでメディア出演多数。妻、母、放送作家として強く生きる姿は多くの女性から共感を得る。



《講演内容》

1. 日 時 令和4年10月18日(火) 14:00～16:00(受付 13:30～)
2. 場 所 松山市総合コミュニティセンター 企画展示ホール1階
3. 参加定員 100名(要申込)
4. 参加対象 就職氷河期世代の方及びそのご家族の方
5. プログラム

- (1) 14:00～15:00 野々村友紀子氏による講演
- (2) 15:15～15:30 職業訓練生による専門校の説明
- (3) 15:30～16:00 適性・適職診断

そのほか、

○各職業訓練校(県立産業技術専門校)の訓練作品展示

○各種相談機関によるブースでの就労相談

(ハローワーク松山、ジョブカフェ愛 work、えひめ若者サポートステーション等による)

6. 申込期限 令和4年9月30日(金)

7. 申込方法

FAX(089-913-7001)または電話(089-913-7000)で受け付けています。



※実施にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで開催しますが、参加者の方については、当日のマスク着用もお願いいたします。

就職氷河期世代向け 「職業訓練校体験ツアー」を開催します！



《概要》

県では、県立産業技術専門校の各校及び修了生が活躍する企業を回り、施設見学・技能体験ができる日帰りバスツアーを開催します（参加無料・昼食付）。

愛媛県 就職氷河期世代能力開発支援事業

まず1歩！がジシンになる

職業訓練校 体験ツアー

昼食付き
参加費
無料

体験ツアーのポイント

① どんどこで学ぶの？ 専門校見学 ② やってみよう！ 技能体験 ③ 修了生が活躍する職場へ 企業訪問

《ツアーの内容》

○ 訓練カリキュラムなどについてのガイダンス

○ 施設見学及び技能体験

○ 職業訓練生との座談会

○ 修了生が活躍する職場への訪問（施設見学や修了生へのインタビュー）



※実施にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで開催しますが、参加者の方については、当日のマスク着用もお願いいたします。

《日程・場所》

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日程	10 月 21 日（金）	11 月 8 日（火）	11 月 16 日（水）
場所 （訪問先）	愛媛中央産業技術専門学校 修了生の職場	新居浜産業技術専門学校修了 生の職場	宇和島産業技術専門学校 修了生の職場
定員	10 名（要申込）	10 名（要申込）	10 名（要申込）
技能体験 内容	ミシンによるものづくり体験	・レーザー切断機を使ってみよう！ ・自動車の仕組みを見よう！ ・ステンレスハンガーを作ってみよう！	マイ箸づくり あったかマントづくり
申込期限	10 月 13 日（木）	10 月 31 日（月）	11 月 8 日（火）

令和5年度 県立産業技術専門校入校生の募集について (普通課程：中期試験、短期課程：前期試験)

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

【普通課程】

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 TEL (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 TEL (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



【短期課程】

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 TEL (0895) 22-3410	住まいづくり木工科	15	10か月
	アパレルビジネス科	10	10か月



応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、新卒者の方は産業技術専門校、離職者の方はハローワークに提出してください。

- 1) 入校願書（入校選考料2,200円を愛媛県収入証紙により納付してください。）
- 2) 写真（3か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4cm×横3cm）
- 3) 出身高等学校発行の進学用調査書（各訓練科によって異なります。）

選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
11月14日(月)～12月9日(金)必着	12月16日(金)	12月23日(金)	普通課程：令和5年4月11日(火) 短期課程：令和5年5月10日(水)

※ 普通課程のうち、前期試験の募集（10月28日(金)入校選考）で定員を満たした訓練科については、中期試験以降の選考試験を実施しないため、募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。

訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料：2,200円
 入 校 料：5,650円
 授 業 料：月額 9,900円

※金額は改定になる場合があります。
 （作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。



「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるよう、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- 県内企業の魅力発見セミナー
- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- 職場見学・マッチング交流会

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援

10/28 開催予定！詳細は
下記をご確認ください。



《女性のためのキャリアセミナーのご案内》

結婚、出産、子育て、介護などを理由に離職した女性の「もう一度働きたい！」を応援するキャリアセミナーを開催します。

- 開催日時 2022年10月28日（金） 13:00～15:00
- 会場 松山市総合コミュニティセンター 会議室（愛媛県松山市湊町7丁目5番地）
- 講師 NPO 法人ママワーク研究所理事長／Work Step 株式会社代表取締役 田中 彩
- 申込み 下記専用サイトから（定員：20名）
- 参加料 無料

専用サイト



<https://ehime-joseikoyoushien.jp>

公式 LINE



LINE 公式アカウント
で本プロジェクトの最新情報を発信

「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」 申込期間を延長します！

《概要》

愛媛県では、意欲ある女性のデジタルスキルの習得を支援し、良質で安定的な雇用につなげるため、県内での正社員就職を目指す女性求職者を対象とした「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」を実施しています。

ご自宅にてオンラインで受講できる
e-ラーニング教材により企業が求める
実践的なデジタルスキルを身に付けて
いただき、就職活動のサポートなど伴
走支援を行いながら、**県内での正社員
就職に向けたきめ細かなサポート**を行
うプログラムです。



《受講者募集》

1. プログラムの内容

〈e ラーニングカリキュラム〉

- ・デジタル基礎 ・マーケティング基礎 ・情報セキュリティ
- ・HP 制作 ・SNS マーケティング ・動画制作 等

〈その他〉

- ・受講上の相談対応 ・受講者同士の交流会
- ・キャリアサポート（就職相談）

2. 受講対象 愛媛県内での正社員就職を目指す女性

3. 受講料 無料

4. 受講期間 （目安）3か月から5か月程度

※お申込みいただいた後に面談を行い、ご希望や適性等を
ふまえてカリキュラムを設定します。

5. 申込み 下記専用サイトから（令和4年10月31日まで）

6. 専用サイト https://eis-reach.com/digital_ouen/

詳細・お申込みはコチラ →



令和4年度高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめの開催について

《概要》

愛媛県では例年、9月の「障害者雇用支援月間」、10月の「高齢者雇用支援月間」に合わせ、障がい者及び高齢者の雇用促進について啓発活動を行っており、今年度も、県民、とりわけ事業主の理解と関心を一層深めるため、下記のとおり「高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめ」を開催します。

障がい者や高齢者の雇用に関する悩み、課題解決のヒントが見つかるかもしれません！奮ってご参加ください。

《内容》

1 日 時 令和4年11月1日（火）13：30～16：00

2 会 場 愛媛県県民文化会館 真珠の間
（松山市道後町二丁目5番1号）

3 参加者 事業主、関係機関等

4 内 容 ○優秀勤労障がい者・障がい者雇用優良事業所・
高齢者雇用優良企業の表彰

○講演

・「障がい者・高齢者は宝の山」

株式会社クック・チャム 代表取締役 藤田 敏子 氏

・「障がい者雇用から始まる業務改善」

株式会社 ReWel 代表取締役／福祉活性デザイナー／ラジオパーソナリティ
豆 英志 氏



《申込方法》

県 HP から「参加申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、メール（sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp）またはFAX（089-912-2508）で送付してください。

高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめ

検索

※感染症拡大防止対策を講じたくて開催しますので、マスクの着用や手洗いの実施など三密回避にご協力をお願いします。

学生向け障がい者WEB合同就職説明会の参加企業募集について

《概要》

愛媛県では、障がい者雇用を促進するため、障がいのある学生を対象とした「WEB合同就職説明会」を開催します。

御社の企業情報や業務内容を、特別支援学校に在籍する生徒等に、広く効果的に周知することができますので、ぜひこの機会をご活用ください。

《内容》

◆参加企業ごとに、障がいのある学生向けの企業紹介動画（1社5分程度）を制作し、WEBでオンデマンド配信します。

※各学校を通じて、参加（視聴）対象者へURLを周知するYouTubeでの限定公開を予定しております。

◆御社の採用担当者様等による会社説明に、ご希望のパワーポイント資料や写真等を交えて、分かりやすく編集・配信します。視聴者からの質問等は取りまとめてお送りさせていただきます。

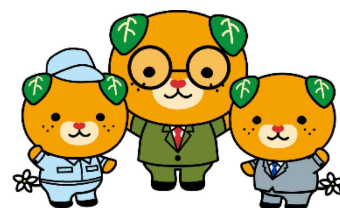
◆参加費 無料

◆参加企業 20社程度

※希望多数の場合は、原則お申し込みの先着順とさせていただきます。

（就労継続支援事業所のお申し込みはご遠慮ください）

◆参加（視聴）対象者 特別支援学校に在籍する生徒及び保護者
高等学校に在籍する障がいのある生徒及び保護者
中等教育学校後期課程に在籍する障がいのある生徒及び保護者
産業技術専門校に在籍する障がいのある方 等



《申込方法》

県HPから「参加申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、メール（sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp）またはFAX（089-912-2508）で送付してください。（令和4年10月28日まで）

愛媛県 障がい者合同就職説明会

検索

労働委員会の窓（9月分）

《会議関係》

- 9月9日 第1317回公益委員会議
「愛媛労委平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件について（第2回合議）」など1件
- 9月30日 第1210回愛媛県労働委員会総会
「第39回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の結果概要について」など8件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育,学習支 援事業	H31.2.19	1,2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第3号	教育,学習支 援事業	R元.9.30	1,2,3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
9月	20	34
累計(4月～)	121	212

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roudouin@pref.ehime.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirowi/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級 1 級から 3 級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の 8 施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約 7,000 坪、地上 3 階建て建物約 3,500 坪、定員 90 名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで 15 分～20 分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691 年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名 称：愛媛労災特別介護施設(ケアプラザ新居浜)

所 在 地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号

問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働 60 時間以下・・・25%
- ② 時間外労働 60 時間超・・・50%

（以下、略）

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

➢ 1か月の起算日は毎月1日

➢ 法定休日は日曜日

➢ カレンダー中の青字は、時間外労働時間数

➢ 時間外労働の割増賃金率

60時間以下…25%

60時間超…50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑
法定休日労働

↑
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

◆ 時間外労働（60時間以下）

カレンダー白色部分 = 25%

◆ 時間外労働（60時間超）

カレンダー緑色部分 = 50%

◆ 法定休日労働

カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

【活用例】

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

● 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

● 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用

助成率 75%

一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料
事前申込

日時

2022年
11月24日(木)
14:00～16:30(受付13:30～)

会場

愛媛大学 南加記念ホール
(愛媛県松山市文京町3番)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：愛媛県、松山市、働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

[主催者挨拶] 愛媛労働局労働基準部監督課

[基調講演]

「ハラスメントからくる 労働関連疾患をなくすために」

天笠 崇 氏 (静岡社会健康医学大学院大学 准教授)

[パネルディスカッション]

「職場のハラスメントと過労死等防止の取組について」

コーディネーター 長井 偉訓 氏 (愛媛大学名誉教授)

パネリスト 愛媛労働局、天笠 崇 氏

久保 直純 氏 (四国過労死等を考える家の会代表)

松木 一雄 氏 (働くもののいのちと健康をまもる愛媛県センター副理事長)

天笠 崇 氏

静岡社会健康医学大学院大学 准教授



代々木病院精神科医、代々木病院EAPケアシステムズ顧問
働くもののいのちと健康を守る東京センター理事長
北里大学医学部大学院環境医科学群労働衛生学非常勤講師
(一社)SST普及協会事務局長

【専門領域】

社会健康医学、精神保健学、労働精神医学、精神医学、京都大学(社会健康医学博士)、認定産業医・労働衛生コンサルタント、精神保健指定医、日本精神神経学会専門医・指導医、(一社)SST普及協会認定講師

会場のご案内

愛媛大学 南加記念ホール

(愛媛県松山市文京町3番)

・市内電車環状線「赤十字病院前」下車

※駐車場台数に限りがありますので、
できるだけ公共交通機関をご利用ください。

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。
尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX をお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み:

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX 番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連 絡 先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電 話: 0570-070-072

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。愛媛労働局雇用環境・均等室（089-935-5222）にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

11月は「しわ寄せ」防止
キャンペーン月間です。

気をつけてください…。
その発注がどこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいるかもしれません。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
中小企業庁 | 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

愛媛労働局では育児休業制度等に関する 相談窓口を設置しています！

★お気軽にご相談ください！

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に施行されています。
これを受け、愛媛労働局では育児休業制度等に関する相談窓口を設置しています。
相談窓口では、どなたからのご相談にも幅広く対応いたします。

★事業主の方、女性労働者、男性労働者、有期雇用労働者の方などからの 例えば以下のような相談に対応します。

・育児・介護休業法の改正内容について知りたい。
・子どもが生まれる社員がいるが、従業員への個別周知や意向確認はどのように行うのか？



・育児休業制度を取得したいけれど、会社にどう申出するの？
・男性が育児休業を取得しやすくなるという「産後パパ育休」とは何ですか？

★相談はこちらへ

愛媛労働局 雇用環境・均等室

(松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階)

電話番号：089-935-5222

受付時間：8時30分～17時15分（※土日祝日、年末年始を除く）

電話、来庁どちらでも相談できます。

改正育児・介護休業法 主な改正のポイント

1. 令和4年4月1日から
・育児休業を取得しやすい雇用環境整備、従業員への個別周知・意向確認の措置が事業主の義務となります。
・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。
2. 令和4年10月1日から
・出生直後の時期に柔軟な育児休業を取得できるようになります（「産後パパ育休」）。
・育児休業を分割して取得できるようになります。
3. 令和5年4月1日から
・（労働者1,000人超えの事業主対象）育児休業取得状況の公表が義務になります。

愛媛労働局公式チャンネル（YouTube）配信中！

5分で!!

**育児・介護休業法
改正ポイント・取組ポイント**

<令和4年4月1日施行部分>



10分で!!

育児・介護休業法

改正ポイント・取組ポイント

<令和4年10月1日施行部分>



愛媛労働局雇用環境・均等室



愛媛労働局では、令和4年度からYouTubeを利用した動画配信を行っています。

育児・介護休業法の改正についても、ポイントを絞った10分程度の動画で改正概要を説明しています。

今後も様々なトピックスを取り上げる予定ですので、この機会に是非チャンネル登録の上、ご視聴ください！

愛媛労働局 公式チャンネル

検索

《概要》

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、ポリテクセンター愛媛を会場に職業訓練を実施しており、令和4年度1月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「機械C A D / N C 科」
「溶接ものづくり科」
「電気設備技術科」
「住宅・福祉リフォーム科」
「住環境コーディネート科」
- 訓練期間 6 カ月（令和5年1月5日～）
- 募集期間 令和4年10月25日～11月25日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町 2 1 8 4

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

